

議員提出議案第4号

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃と法人住民税の一部国税化に断固反対する意見書

上記の議案を提出する。

平成25年12月13日

提出者	瑞穂町議会議員	小	山	典	男
賛成者	〃	谷		四	男
	〃	近	藤		浩
	〃	森			亘
	〃	青	山		晋
	〃	原		成	兆
	〃	尾	作	武	夫
	〃	小	池	信一	郎
	〃	小	野	芳	久
	〃	大	坪	国	広
	〃	小	川	龍	美
	〃	高	橋	征	夫
	〃	高	水	永	雄
	〃	下	野	義	子
	〃	齋	藤	成	宏

(提案理由)

暫定的として導入した地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、当初の約束どおり確実に撤廃し、法人事業税として復元するとともに、地方自治体の基幹的税目である法人住民税の一部国税化は、絶対に導入しないよう求めるため、本案を提出する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃と法人住民税の一部国税化に断固反対する意見書

地方自治は、地方自治体自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行うことが基本である。今後の人口減少社会、超高齢社会の到来に対応した福祉社会を実現するためには、さらに国から地方への権限の移譲とその権限に見合った財源を確保できる税財政制度の構築が不可欠である。

しかし、現在、国において検討されている地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の継続と法人住民税の一部を国税化した上で地方交付税として再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反し、分権の流れにも逆行するものである。

また、現在、地方財政が抱える13兆円を超える巨額の財源不足は、地方消費税の増税が実施されても到底埋められる額ではない。国が行おうとしていることは、今後の地方財政の根本的な対応策も提示しないまま、限られた地方財源に手を突っ込み、地域間の偏在是正を小手先で調整しようとするものである。

地方財政の財源不足を解消し、地方分権に向けて権限の移譲と財源の確保を図っていく仕組みを構築することこそ、今国に求められるものである。

よって、瑞穂町議会は国会及び政府に対し、暫定的として導入した地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、当初の約束どおり確実に撤廃し、法人事業税として復元するとともに、地方自治体の基幹的税目である法人住民税の一部国税化は、絶対に導入しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

社会保障・税一体改革担当大臣

宛